

粉じん作業従事者特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第59条及び粉じん障害防止規則第22条の規定により、常時特定粉じん作業に係る業務に従事させる場合は、粉じんに係る特別教育を実施しなければなりません。
- 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第29号

・粉じん障害防止規則の第2条第1項第3号の特定粉じん作業に係る業務
粉じん障害防止規則第22条

- 事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならない。

【特定粉じん作業…粉じん障害防止規則の発生源とする作業(抜粋)】

- 坑内において、鉱物等を動力により掘削する箇所
- 鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所
- 鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
- 屋内の、岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
- 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
- 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所
- 固定されたグラインダーによる金属研磨する箇所



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間	粉じんに係わる疾病及び健康管理	1時間
作業場の管理	1時間	関係法令	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	0.5時間		
合計 4.5時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

R4.4.1 料金改定

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	8,800円	880円	9,680円
会員	6,600円		7,480円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)

その他

この講習は、従来「特定粉じん作業従事者特別教育」として実施していましたが、内容はそのまま、関係法令の呼称に合わせて名称のみ変更いたしました。従って法令上の効力は同じです。